

# 委 託 費 積 算 書

委託業務名

第52回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作準備業務委託

委託業務の場所

豊田市 西町地内ほか

積算金額

円

名 称	摘 要	単 位	単 価(円)	数 量	金 額(円)	備 考
個人協賛受付準備業務		式		1		第1号明細書
法人協賛依頼業務		式		1		第2号明細書
PRグッズ等作成業務		式		1		第3号明細書
委託金額 (A)						
消費税及び地方消費税額 (B = A × 0.1 円未満切捨て)						
積算金額 (A + B)						

※ 単位、単価、数量、金額 (円) : 上段……当初積算 下段……変更積算

## 第 1 号 明 細 書

名称	摘要	単位	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
郵送費 (PRチラシ)	普通郵便 長 3 封筒	件		450		
協賛メニュー提案		式		1		
回線利用料	問合せ専用電話 (個人)	日				3月25日から3月 31日
委託金額						
(A)						
消費税額及び地方消費税額						
(B = A × 0.1 円未満切捨て)						
積算金額						
(A + B)						

## 第 2 号 明 細 書

名称	摘要	単位	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
スターマイン等協賛依頼		社		50		協賛予定約50社
郵送費	バスツアー	件		40		
協賛メニュー提案		式		1		
回線利用料	問合せ専用電話(法人)	日				2月25日から3月31日(平日)
委託金額						
(A)						
消費税額及び地方消費税額						
(B = A × 0.1 円未満切捨て)						
積算金額						
(A + B)						

### 第 3 号 明 細 書

名称	摘要	単位	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
踊り連募集ポスター		枚		1,090		B2 マットコート110kg 4c0c
踊り連募集ポスター		枚		100		B3 マットコート110kg 4c0c
郵送費	踊り連募集ポスター	件		320		
個人協賛(市民先行)募集チラシ		枚		3,000		A4 1c1c
個人協賛(一般)募集チラシ		枚		3,000		A4 1c0c
法人協賛募集チラシ		枚		3,000		A4 1c1c
開催PRポスター (デザインまで)		式		1		
うちわ (デザインまで)	300本/口	式		1		4 c 1 c
うちわ (デザインまで)	300本/口	式		1		4 c 4 c
タオル (デザインまで)	140本/口	式		1		3色刷り
委託金額						
(A)						
消費税額及び地方消費税額						
(B = A × 0.1 円未満切捨て)						
積算金額						
(A + B)						

第52回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作準備業務委託  
個人情報の取扱いに関する特記

(総則)

- 第1条 受託者(以下「乙」という。)は、豊田市の定める豊田市個人情報保護条例及び関係する諸規程に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記(以下「特記」という。)を遵守しなければならない。また、乙は、別紙「遵守項目確認表」を確認し、これを遵守しなければならない。
- 乙は、受託した業務のうち個人情報を取り扱う業務(以下「本業務」という。)を履行するに当たり、個人情報保護について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。
- 乙は、本業務に係る作業責任者及び作業従事者(正社員以外の者を含む。)を定め書面により豊田おいでんまつり実行委員会(以下「甲」という。)に報告しなければならない。
- 2 乙は、作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。
  - 3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
  - 4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
  - 5 作業責任者は、特記に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
  - 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記に定める事項を遵守しなければならない。
  - 7 乙は、作業責任者及び作業従事者(以下「作業員」という。)に対して、乙が発行する身分証明書等を常時携帯させ、作業時の着用による明示又は提示が行えるようにしなければならない。
- 乙は、個人情報保護に対する意識の向上、特記における作業責任者及び作業従事者(以下「作業員」という。)が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業員に対して実施しなければならない。
- 2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

- 第2条 乙は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- 2 乙は、本業務に関わる作業員に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

- 第3条 乙は、やむを得ない場合を除いて本業務を第三者へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。
- 2 乙は、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、契約の名称、再委託先情報、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に書面により再委託する旨を甲に報告しなければならない。
  - 3 前項の場合、乙は、再委託先に本特記に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
  - 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
  - 5 乙は、再委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第4条 乙は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(情報の管理)

- 第5条 乙は、本業務に係る個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより個人情報を適切に管理しなければならない。
- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
  - (2) 個人情報を保管する場合、当該情報が記録された媒体並びにそのバックアップの保管状況及び記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
  - (3) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
  - (4) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
  - (5) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き個人情報を複製又は複写しないこと。

(6) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

（提供された情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第6条 乙は、本業務において利用する個人情報について、本業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第7条 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（情報の返還又は廃棄）

第8条 乙は、本業務の終了時に甲の指定した方法により、本業務に係る個人情報の消去又は廃棄を実施しなければならない。

2 乙は、個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された媒体の物理的な破壊その他当該個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第9条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び検査）

第10条 甲は個人情報保護について、本特記の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、実地調査を行い、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第11条 乙は、本業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第12条 甲は、乙が本特記に定める義務を履行しない場合は、本特記に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第13条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記の内容に違反し、又は怠ったことにより甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

## 第52回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作準備業務委託仕様書

### 1 委託業務名

第52回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作準備業務委託

### 2 委託業務場所

豊田市西町地内ほか

### 3 委託期間

契約日の翌日から2020年3月31日（火）まで

### 4 目的

第52回豊田おいでんまつり協賛事務の円滑な運営を行うための準備をする。また、効果的なまつり広報を実施する。

### 5 業務概要

第52回豊田おいでんまつりの個人協賛受付準備、法人協賛依頼及びPRグッズ等作成業務

### 6 業務内容

#### (1) 個人協賛受付準備業務（市民先行）

- ア 前年度の市民先行協賛者に対し、2020年3月31日（火）までに、協賛PRチラシの発送準備を行う（約450件）。
- イ 第52回豊田おいでんまつりへの協賛を2020年4月13日（月）から5月31日（日）まで、豊田市内の2か所以上の店舗窓口（土日祝日も受付可能な窓口に限る）及び電話で受け付けるための準備を行う。
- ウ 2020年3月25日（水）から3月31日（火）まで協賛に関する問合せに対応できる専用電話を設ける。受付時間は平日、土日祝日問わず午前10時から午後6時までとする。
- エ 全国の花火大会等の事例を参考に前年度の協賛メニューに加え新たなメニューの提案を行う。

#### (2) 法人協賛依頼業務

- ア スターサイン等協賛申込み依頼及び受付  
2月下旬から3月中旬に、豊田おいでんまつり実行委員会（以下、「甲」という。）に随行し、昨年スターサイン等協賛者へ申込み依頼をする（約50社）。アポイントメントは、受託者が取るものとする。申込み依頼後、記録をまとめた

報告書を作成し、甲に提出する。また、スターメイン等協賛者から申込書の提出があった場合には、受付を行うものとする。

イ 前年度協賛者へのチラシ送付準備

前年度の協賛者に対し、2020年3月31日（火）までに、協賛募集チラシの発送準備を行う（約300社）。

ウ 協賛メニューの提案

全国の花火大会等の事例を参考に前年度の協賛メニューに加え花火協賛及び広告協賛に関する新たなメニューの提案を行う。

エ ツアー会社等協賛依頼

過去に申込みのあったツアー会社等へ花火大会観覧の企画、案内を送付する（約40社）。

オ 問合せへの対応

2020年2月25日（火）から3月31日（火）まで法人協賛に関する問合せに平日午前10時から午後6時まで対応できる電話を設ける（電話番号は、フリーダイヤル又は豊田市内の局番のものとする）。

### （3）PRグッズ等作成業務

ア 踊り連募集ポスター作成

踊り連の募集ポスターを作成する。ポスターはマイタウンおいでんのPRも兼ねるよう、マイタウンおいでんの日程等を記載すること。完成後、甲の指定する場所（約320箇所）へ納品すること。納品方法は甲の指示に従うこと。制作枚数及びサイズは、別表5のとおりとする。

イ 協賛募集チラシ

個人協賛（市民先行）、個人協賛（一般）、法人協賛（法人花火及びPRグッズ）を募集するチラシ（各3,000枚）を作成する。なお、申込書も兼ねるデザインとする。

ウ 開催PRポスター、うちわ、タオル 等

デザイン案を作成する。

## 7 その他遵守事項

- （1）ポスターの印刷は、必ず市内業者を使用すること。
- （2）別表1～4は、昨年実績をもとに算出した予定数であり、協賛状況によっては、変動する可能性がある。
- （3）採用されたデザインの著作権は、甲に帰属する。
- （4）業務の全部を一括して第三者に委任し、請け負わせてはならない。ただし、甲の承認がある場合は、専門性及び特殊性が高い業務を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。



(5) 本業務を行うにあたっては、甲との連絡調整を十分に行うこと。

(6) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度、協議し決定するものとする。

## 8 個人情報の複写、複製の特例

この業務に必要な場合に限り、個人情報の複製及びデータ化を行うことを承認する。ただし、契約約款及び「個人情報の取扱いに関する特記」を遵守すること。特記事項に定めのない事項については、その都度、協議をして定めることとする。

別表1（入場券原券納品分）

種類	予定数	備考
来賓席	1, 300枚	番号が記載されたもの
イス（北）	28枚	ブロック・列・番号が記載されたもの
4人マス（北）	268枚	ブロック・列・番号が記載されたもの
2人マス（南）	120枚	ブロック・列・番号が記載されたもの
8人マス	1, 016枚	ブロック・列・番号が記載されたもの
予備（白券）	200枚	

別表2（個人協賛市民先行受付メニュー）

協賛メニュー	予定数	協賛単価
イス	200口	4, 500円/口
4人マス（北）	400口	14, 000円/口
2人マス（北）	50口	7, 000円/口
2人マス（南）	140口	7, 000円/口
2人マス（堤防・南）	30口	10, 000円/口
スカイホールペア	30口	13, 000円/口
4人マス（北）・メッセージ ジ花火8号打上	5口	68, 000円/口
4人マス（北）・手筒	3口	56, 000円/口

別表3（個人協賛一般受付メニュー）

協賛メニュー	予定数	協賛単価
イス（北）	2,003口	5,500円/口
イス（南）	1,352口	5,500円/口
4人マス（北）	353口	18,000円/口
2人マス（北）	479口	9,000円/口
2人マス（南）	898口	9,000円/口
2人マス（堤防・南）	36口	12,000円/口
スカイホールペア	70口	15,000円/口
4人マス（北）・手筒	2口	60,000円/口

別表4（法人協賛（法人花火及びPRグッズ）メニュー）

協賛メニュー	予定数	協賛単価
法人花火	1,010口	6,500円/口
ツアー会社用法人花火		5,500円/口
販売促進用	40口	60,000円/口
打上花火（8号3玉）	2口	200,000円/口
仕掛け花火	2口	500,000円/口
スターメイン	25口	600,000円/口
おいでん大スターメイン	上限に達し次第終了 （500万円）	300,000円/口 、 100,000円/口 又は、 50,000円/口
公式ガイド広告1/3	2口	200,000円/口
公式ガイド広告1/6	4口	100,000円/口
公式ガイド広告1/24	20口	40,000円/口
公式サイトバナー広告	18口	50,000円/口
うちわ	120口	30,000円/口
タオル	50口	30,000円/口
PRブース（駅前）	2口	150,000円/口
PRブース（協賛席）	1口	500,000円/口
PRブース（喫煙所）	1口	500,000円/口
豊田市駅前ステージ看板	22口	30,000円/口

別表5（ポスター制作部数）

種類	用途	枚数	仕様
踊り連募集 ポスター	配布用	1,090	B2 マットコート 110kg 4c0c
	名鉄バス おいでんバス用	100	B3 マットコート 110kg 4c0c

## 入札書

見積もった 金額の税抜 相当の金額		拾億			百万			千			円

備考 上記金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。

工 事 名 (委託名)	第52回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作準備業務委託
路 線 名	
工 事 場 所 (委託場所)	豊田市西町地内ほか

上記金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額で請け負いたく、豊田市契約規則及び関係の設計書、仕様書、図面等並びに現場を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は

名 称

代表者職氏名

(印)

豊田おいでんまつり実行委員会長 様

- (注) 1 金額はアラビア数字を用い、頭に金字又は¥字を冠すること。ただし、金額の訂正は無効入札書となるので注意すること。  
 2 文字は明確に記載し、訂正抹消した箇所には押印すること。  
 3 路線名は、必要がないときは記入しないこと。  
 4 記載後、封筒に入れ、封筒の表面に「〇〇入札書」と、裏面に住所、氏名を記載し、封筒継目に3個以上の封印を押すこと。

<<入札書記載例>>

入 札 書

金額の頭に金字又は¥字が必要です。

見積もった 金額の税抜 相当の金額	拾億		金	○	○	○	○	○	○	○	円
				百万				千			

備考 上記金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。

工 事 名 (委託名)	第52回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作準備業務委託
路 線 名	
工 事 場 所 (委託場所)	豊田市西町地内ほか

上記金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額で請け負いたく、豊田市契約規則及び関係の設計書、仕様書、図面等並びに現場を承知のうえ、入札します。

令和XX年XX月XX日

入札書の提出日  
を記入してくだ  
さい。

住 所 豊田市△△町△△丁目△△番地

商号又は

名 称 ○○○○(株)

代表者職氏名

代表取締役

○○

○○

(印)

豊田おいでんまつり実行委員会長 様

- (注) 1 金額はアラビア数字を用い、頭に金字又は¥字を冠すること。ただし、金額の訂正は無効入札書となるので注意すること。  
 2 文字は明確に記載し、訂正抹消した箇所には押印すること。  
 3 路線名は、必要がないときは記入しないこと。  
 4 記載後、封筒に入れ、封筒の表面に「○○入札書」と、裏面に住所、氏名を記載し、封筒継目に3個以上の封印を押すこと。

# <<封筒記載例（1月から3月）>>

※中封筒（約12 cm×約23 cm）に下記様式で提出してください。

表

豊田おいでんまつり実行委員会長様
委託名 第52回豊田おいでんまつり協賛受付及び グッズ制作準備業務委託
委託場所 豊田市西町地内ほか
入 札 書 在 中

裏

印	印	印
豊田市△△町△△丁目△△番地		
○○○○（株）		
代表取締役 ○○ ○○		
印		

※ 3 か所割印

印